

9月中旬から、 調査員がお伺いします。

調査員が皆さんのお宅に訪問し、調査書類をお配りします。



～調査の流れ～

9月中旬～

- 調査員が調査書類を郵便受け等に配布します



9月14日～10月7日

- インターネット回答
スマートフォン、タブレット、パソコンからご回答ください
 - 郵送提出
専用封筒に調査票を封入して最寄りのポストに投函してください。
- ※インターネット回答・郵送提出、どちらも難しい場合は 総務課 広聴広報係 (内線 307) にご連絡ください。



回答完了

平成27年国勢調査の結果によると、平成22年～27年の5年間の日の出町の人口増加率は4.78%増と、多摩地域30市町村の中で最も高い増加率となっています！



Q 住民基本台帳があるのに、なぜ調査をする必要があるのですか？

A 住民基本台帳からも、人口のよさうすがある程度とらえることができますが、住民基本台帳では、例えば住居を移してもすぐに届け出がなかったり、住民登録を残したまま一人住まいで大学に通っている場合や単身赴任をしている場合など、届出の状況が人によってさまざまです。また、住民基本台帳には氏名、生年月日、性別の限られた情報しかなく、住宅の状況や仕事の状況などの実態は得られず、行政に必要な統計データが得られません。

このように、国や道府県・区市町村が的確な行政を進めるためには、人口・世帯についての現状を正確に把握する必要があります。国勢調査を行う必要があります。

国勢調査Q&A

お問合せ

- 調査員への問い合わせ、調査書類の不足等はこちらへお問合せください。
総務課 広聴広報係 ☎ 042(597)0511 (内線 307)
受付時間 午前8時30分～午後5時15分 (土日・祝日を除く)
- 調査の内容、調査票の記入のしかたなどはこちらへお問合せください。
国勢調査コールセンター (総務省設置) ☎ 0570(07)2020
IP電話の場合 ☎ 03(6636)9607
設置期間 10月31日(土)まで
受付時間 午前8時～午後9時 (土日・祝日も利用できます)

国勢調査2020

インターネット回答をご利用ください！

国勢調査が実施されます

国勢調査は、わが国の最新の実態を明らかにする調査で10月1日を調査期日として、全国一斉に行われます。日本国内に住んでいるすべての人と世帯を対象とする、国の最も重要な統計調査で、今回は100年目の節目を迎えます。

今回の調査は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、日の出町では調査員と世帯の皆さまができる限り直接接触しない方法で行うこととしており、調査書類はお宅の郵便受けやドアポストに配布させていただきますこととし、回答方法はインターネット回答と郵送での提出となります。

調査員がお伺いします

調査員が9月中旬に皆さんのお宅を訪問し、調査書類を配布します。調査書類のうち、「インターネット利用ガイド」にインターネットでの回答方法の詳細が記載されていますので、ご確認をお願いします。回答期間は9月14日～10月7日までです。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点からも、人と人が接触せずに、ご自宅で簡単に回答いただけるインターネット回答をおすすめしています。



郵送提出もできますので、郵送で提出する場合は、同封の専用封筒に調査票を封入していただき最寄りのポストに投函してください。インターネット回答利用ガイド見本

次の事項を調査します

- 全部で19項目を調査します。
- ▼世帯について 4項目
世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方など
- ▼世帯員について 15項目
男女の別、出生の年月日、就業形態、従業地または通学地など

結果は様々な分野で利用されます

- ▼法定人口として利用
地方交付税の算定、衆議院の選挙区の改定・議員定数の改定など
- ▼行政施策における利用
社会保障政策、高齢社会対策、防災計画、雇用・失業対策など
- ▼学術研究などにおける利用
将来人口・世帯数の推計、平均寿命の算定など

法律に基づいて行われます

国勢調査は、「統計法」で5年ごとに行うことが定められており、日本に住むすべての人に報告義務があります。

回答内容は大切に守られます

調査票の記入内容は、統計法に基づき厳重に保護されます。国勢調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、個人情報保護する守秘義務が課せられています。調査票は外部の目に触れないよう厳重に管理し、集計が完了した後、完全に溶かします。

かたじけなく調査にご注意ください

国勢調査では、金銭を要求することはありません。また、銀行口座の暗証番号やクレジットカード番号をお聞きすることもありません。国勢調査をよそおった不審な訪問者や、不審な電話・電子メール・ウェブサイトにご注意ください。

調査員は、その身分を証明する「調査員証」を携帯しています。不審に感じられた場合は、総務課 広聴広報係 (内線 307) にご連絡ください。